

智頭町中小企業等事業継続支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰により、経済的に大きな影響を受けている、又は今後そのおそれ
が予想される町内の中小企業者等に対して、事業の継続を臨時的に支援することを目的とし、
智頭町中小企業等事業継続支援交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて、
智頭町補助金等交付規則(昭和48年智頭町規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定め
るものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付対象となる中小企業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 個人にあっては申請時点において智頭町に住民票のある事業主、法人にあっては町内に
本社を有し法人登記のある事業者
 - (2) 令和7年10月1日時点で事業を営む者で、今後も事業を継続する意思がある者
 - (3) 別表に掲げる業種を現に主たる事業として営む者
 - (4) 町税等を滞納していない者
 - (5) 智頭町暴力団排除条例(平成24年3月22日条例第4号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力
団員等でない者
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が交付金の交付対象として適当であると認めた者については、
その者を交付対象とすることができる。

(交付額)

第3条 交付金の金額は、別表のとおりとする。ただし、複数の対象事業を営む事業者であつて
も1事業者当たり1回のみの交付とする。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする者は、智頭町中小企業等事業継続支援交付金交付申請書
(兼請求書)(様式第1号)に別に定める書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請は、町長が定める期間内に行わなければならない。

(交付決定及び支払)

第5条 町長は、前条第1項に規定する申請があつたときは、関係書類を審査し、適正であると
認めた場合は、交付金の交付を決定するものとする。この場合において、交付金の交付を決
定したときは、交付金の支払をもって交付決定通知及び額の確定通知に代えるものとし、交
付金を交付しないことを決定したときは、智頭町中小企業等事業継続支援交付金不交付決定
書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付金の返還)

第6条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により交付金を受けた者があると認めるときは、
その者から交付金を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

| 対象業種等の区分 | 交付金 | |
|-----------------------------------|-----|-----|
| | 法人 | 個人 |
| 農業、林業 | 5万円 | 1万円 |
| 漁業 | | |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | |
| 建設業 | | |
| 製造業 | | |
| 電気、ガス、熱供給、水道業 | | |
| 情報通信業 | | |
| 運輸業、郵便業 | | |
| 卸売業、小売業 | | |
| 金融業、保険業 | | |
| 不動産業、物品賃貸業 | | |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | | |
| 宿泊業、飲食サービス業 | | |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | | |
| 教育、学習支援業 | | |
| 医療、福祉 | | |
| 複合サービス業 | | |
| サービス業（他に分類されないもの （一部対象外業務を除く）） | | |

